慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	摂関期の石清水行幸と御神楽
Sub Title	
Author	中本, 真人(Nakamoto, Masato)
Publisher	慶應義塾大学国文学研究室
Publication year	2010
Jtitle	三田國文 No.51 (2010. 6) ,p.1- 13
JaLC DOI	10.14991/002.20100600-0001
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00296083-20100600-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

摂関期の石清水行幸と御神楽

中本　真人

はじめに

天元二年（九七九）三月二十七日、円融天皇は歴代天皇としては初めて、石清水八幡宮寺を行幸した。石清水八幡は公家・武家・庶民を問わず、広く信仰を集めた宮寺であったが、平安後期以降は伊勢神宮に次ぐ第二の宗廟とされたことから、特に皇室の崇敬が篤かった。しかも伊勢に比べると、はるかに地理的に京に近かったことから、行幸・御幸の機会も多く、また公家の参詣は頻繁に行われた。

円融天皇の行幸以後、後村上天皇までの間、花山天皇・六条天皇・安徳天皇・仲恭天皇・後伏見天皇・後二条天皇・花園天皇の七代を除いて、歴代の天皇は一度は石清水八幡に行幸している。特に白河天皇に至っては、十一度の行幸を行い、また近衛天皇は仁平元年（一一五一）より開始して、毎年の行幸を定められた。以後、後村上天皇による正平七年（一三五二）閏二月十九日の石清水行幸を最後にいったん途絶えるが、文久三年（一八六三）四月十一日の孝明天皇の石清水行幸より再興された[1]。明治十年（一八七七）五月十日の明治天皇の行幸までの歴代天皇による行幸は、七十五度に及んだという[2]。歴史的にもよく知られる石清水行幸としては、先にも触れた文久三年（一八六三）の孝明天皇のもので、これは攘夷祈願を目的とするものであった。さらに本稿で論じることはしないが、上皇・女院による御幸についても百七十余度を数え、元寇の際には亀山上皇が参籠し、異敵追討の祈願を行ったことは特によく知られるところである。このように石清水行幸は歴史の転換点にも、しばしば表舞台に登場しているのである。

ところで、石清水行幸の際には、神宝・神馬の奉納などとともに、宮廷の楽人・舞人らによって神前において芸能が奉仕されるのが通例であった。その具体的な内容については次項以降論じていくことにしたいが、おおむね東遊・御神楽・舞楽などに固定している。この石清水行幸については、政治史の立場による詳細な研究が少なくない。しかし行幸における諸芸能に関しては、文献史料に記録があまり残されていないという理由からか、これまで研究対象として扱われることが少なかったように思われる。

しかし平安中期以降、宮寺が芸能の中心地の一つとなったこ

とを考えると、行幸の芸能は検討に値するテーマであると考えられる。また宮寺は、毎年二月・十一月の初卯の御神楽や石清水臨時祭の御神楽など、御神楽が盛んに催された場でもある。この宮寺の御神楽については、先に惣官（検校・別当）との関わりを中心に論じたことがあり、その中でも行幸における御神楽について若干の考察を行った[3]。本稿では、特に石清水行幸の御神楽の開始時期について考察しつつ、行幸の儀式に関して卑見を述べてみたいと思う。

一、天元二年三月二十七日の石清水行幸

　本項では、円融天皇による最初の石清水行幸について論じることにしたい。八幡大菩薩が男山の地に勧請されたのは、清和天皇の貞観元年（八五九）のことである。そして朱雀天皇の天慶五年（九四二）には、賀茂臨時祭にならって石清水臨時祭が初めて行われた。しかしこの時の石清水臨時祭は恒例行事として定着せず、次の村上天皇の代には一度も行われなかった。石清水臨時祭が定着するのは円融天皇のときであり、天禄二年（九七一）以降は毎年三月の行事として恒例化される。このような流れについて三橋正は、円融天皇による石清水臨時祭が「天皇個人の神社に対する信仰の発露」として理解できるとし、さらに「石清水臨時祭の淵源は朱雀天皇が承平・天慶の乱平定の報賽として行なったことにあるが、円融天皇の「御祈」による熱心な執行があったからこそ、朝廷の年中行事として定着するに至ったのである。それ故に、時代が経過しても「御祈」としての性格が保有され、単なる年中行事としてではなく、代々の天皇が受け継ぐべきものとして意識されていたのであろう[4]」と指摘している。朱雀天皇のときに開始された石清水臨時祭が、この時期になって恒例行事となった背景には、円融天皇の個人的な宮寺崇敬の念があったと考えられる。この円融天皇の信仰の姿勢の根底には、母后の藤原安子の影響が大きいともいわれているが[5]、それはともかく、まずは円融天皇の宮寺に対する強い崇敬の念を確認しておきたい。

　円融天皇による石清水臨時祭の恒例化を経て、天元二年（九七九）三月二十七日初めての石清水行幸が実現した。もっとも、この行幸自体はすでに天延二年（九七四）に計画されていたものであった。しかしたび重なる穢れにより延引が続き、前年の五月にも日時が定められていたが[6]、同年十月十三日になって延期が決定されるというような状況であった[7]。この石清水行幸に始まり、さらに賀茂・平野と相次いで行われた神社行幸は、皇子誕生祈願が主たる目的であったとされるが、八馬朱代は「天元二年にようやく念願の石清水行幸を果たした円融天皇に翌年懐仁親王（中本注・後の一条天皇）が誕生するので、円融天皇の八幡信仰はより深くなったと想像することができる[8]」と指摘している。ここで少し注意しておく必要があるのは、この行幸の行なわれた日が三月の中午の日、すなわち石清水臨時祭の祭日であるという事実である。この点について、岡田荘司は「臨時祭にあわせてその当日に行幸しているのは、この二つの儀式の同質性を理解することができる[9]」と指摘している。これは行幸の性格を考える場合のみならず、祭の具体的な式次第を検討する上でも、石清水臨時祭との比較が不可欠であること

を意味していよう。この点は本稿でも絶えず念頭に置いておく必要がある。

話を行幸に戻すと、この円融天皇の石清水行幸を伝える『日本紀略』[10]によれば、

天皇行幸石清水八幡宮。有男踏歌之遊。

とあるのみである。この行幸では、男踏歌だけが奉納されたのか、それともほかに芸能が行われたのかは全く不明である。ちなみに『河海抄』によれば、男踏歌は天元六年（九八三）を最後に途絶えたとされている。しかし中田武司によれば、『河海抄』の記述はこの時期に男踏歌が完全に断絶したという意味ではなく、毎年は行われなかったということであろうとしている[11]。なお、石清水八幡宮寺では、恒例行事として毎年正月十五日に踏歌が行われている。この円融天皇の行幸の際の踏歌の具体的な様子はよく判らないが、宮寺の恒例の踏歌については、『宮寺并極楽寺恒例仏神事惣次第』に詳しい。本書は、巻末に寛元二年（一二四四）十一月耀清の位署書があり、鎌倉時代の宮寺の恒例行事に関する信頼性の高い史料である。これによれば宮寺では、遅くとも十三世紀半ばまでは恒例の踏歌が行われていたことが確認できる。

ところで『八幡愚童訓』[12]乙本「王位事」によれば、この円融天皇の石清水行幸以来、社僧や俗官に対して叙位が行われるのが通例となったとある。

円融院始て行幸ありて神宝を調進し、社官をして僧綱に補し位階を給。

先述したように、円融天皇から後村上天皇までの歴代の天皇に関して、七代の例外を除けば、必ず行幸が行われている。摂関期から鎌倉期を経て南北朝期に至るまで石清水行幸は慣例とされたが、天皇即位の際の神社行幸は最初が石清水八幡宮寺で、二番目が賀茂社と定められるようになった。この点について、八馬朱代は「この一連の動きは円融天皇の八幡神への強い崇敬が影響を与えたものと考える」[13]と指摘している。また行幸の際には、検校・別当らに対して叙位が行われるのも慣例となったが、やはりこの背景としても円融天皇の行幸が吉例とされたものと考えられよう。

このように、石清水行幸が開始された背景としては、当時の公家社会における八幡信仰の高まりを大前提としながらも、同時に円融天皇の八幡大菩薩に対する個人的な崇敬の念によるところが大きかったことは注目してよい。円融天皇は特に皇子の誕生を祈願して、石清水臨時祭と石清水行幸を行ったとみられるが、果たして行幸の翌年には藤原兼家の女・詮子との間に懐仁親王が誕生するに至った。これによって天皇の崇敬の念はますます強まり、退位後、さらには出家後も宮寺を御幸するなど生涯続くことになるのである。

二、道長・頼通時代の石清水行幸

石清水行幸は、円融天皇の次の花山天皇の代には行われず、その次の一条天皇より定着するようになってくる。

永延元年（九八七）十一月八日、一条天皇は即位後初めての石清水行幸を行った。岡田荘司は「石清水・賀茂行幸は、一条朝以降、大嘗祭の翌年に必ず行われる代始儀式に位置づけられ

る。（中略）代始行幸としての石清水・賀茂行幸のみは、一条朝に成立、以後恒例化する。以外の春日はじめ五社の行幸については、以下のように未だ確定するには至っていない[14]」と指摘し、一条天皇より代替わりの石清水・賀茂行幸が恒例化されたことがうかがえる。その一方で、これを伝える『日本紀略』に関しては、

　天皇幸石清水八幡宮。皇大后同輿。

と記すのみで、幼帝の一条天皇に母の皇太后（東三条院詮子）が同輿して参拝したこと程度しか判らない。この行幸の際に、石清水八幡宮寺において、どのような儀礼・芸能が展開されたのかなどは、やはり全く不明である。

　長徳元年（九九五）十月二十一日には、一条天皇の第二回目の石清水行幸が行われた。この行幸の目的について、大村拓生は「当時道隆息の伊周と対立していた道長にとって、宗廟神として重視されるべき石清水社への行幸が自己の地位の正当化につながるものであったことをうかがわせる[15]」というように、朝廷の実権を掌握したばかりの藤原道長の強い意向によるという可能性を示した。一方、八馬朱代は藤原氏との関係で神社行幸が行われたとする見方に疑問を示し、「疫病の猛威を鎮め、朝廷内の混乱を沈静化して一条天皇─道長の政治体制の安定化が祈願の理由であったと考えられる[16]」と説明している。もちろん神社行幸の実現には、ある程度一条天皇の個人的な崇敬の念が働きかけるようなことがあったとしても、道長の推進、少なくとも同意がなければ実現できなかったことは間違いないだろう。

この日の行幸は『日本紀略』に、

　石清水行幸。今日。淀河無浮橋。以数百艘船所渡也。

と記されており、翌日の条には「天皇還御」と記されている。もちろんこの記事からだけでは、宮寺における具体的な式次第は不明である。しかし『権記[17]』によると、十月十三日条に「有調楽事云々」、さらに十九日条に「今日試楽也」とあることから、この行幸に備えて調楽・試楽が行われていたことがうかがえる。これにより行幸の当日も、何らかの音楽が奏されたことは明らかである。

　さらに一条天皇は、長保五年（一〇〇三）三月四日[18]に第三回目の石清水行幸を実施している。この目的については、円融天皇の行幸と同様に皇子誕生を願ったものではないかと指摘されている[19]。しかしこれを記すどの文献史料も、その詳細を伝えていないことから、やはり式次第については不明としなければならない。

　次の三条天皇は、長和二年（一〇一三）十一月二十八日に石清水行幸を行っている。この長和二年の行幸については『御堂関白記[20]』に詳細な記事をみることができる。この行幸には道長も天皇に同行していて、宮寺における諸行事を記録しているためである。

　石清水行巳時参、人々未参、帯舞人一両候、問案内、申云、只今給下重、仍遅参云々、又右近少将好親不参、是可奉仕御綱末者也、仍為代左兵衛良経、御出午時、御出戌時許、大臣・大将・三両上卿候、近衛将同、於幔外献麻、御入、着座、奏宣命後給勅使、御幣・神宝羅列御前、勅使・

宮主着座、（勅使束、）御禊了牽出御神馬、御拝如常、勅使給挿頭花、左衛門督給之、舞人・陪従於幔外給之、宮司勧賞事被仰勅使、

天皇が男山の麓に到着すると、すぐに宿院である極楽寺に入る。やがて宣命と神宝を託された勅使が山上の社殿に向かい、天皇とほかの同行の人々は宿院でそれを待つことになる。三橋正は「神社行幸は、天皇が神社に赴く重要な行事であるが、神前で祭祀の作法をするわけではない。つまり、祭儀そのものは「臨時祭」とほぼ同じで、天皇は社頭の一角に設けられた「御在所」に留まり、そこで御禊の儀を行なってから、上卿をも勤める「勅使」を発遣し、神前の儀を終えて「御在所」に帰ってきた「勅使」から「御願」を祈念したという奏上を受けるのである(21)」と説明している。つまり神社に行幸しても、天皇自身は御在所に入ってそこを動かず、神前の祭儀の作法は勅使（上卿）を中心に執り行われる。天皇に同行して神社まで来た人々も、ほとんどが御在所に滞在することになるので、実際に神前に赴くのは勅使と陪従・舞人などごく一部の人々に限られる。これが貴族の日記にも神前の式次第が記されにくい一番の理由となっている。

行幸の記事は翌日の二十九日条にも続く。

従御所退下、寅時勅使還来、申平安由、宿所上達部被来、両三巡後参御所着座、応召着御前、（朝経召之、）給衡重、一巡後舞人等進出舞、此間於幔外令奏見参、（朝経奏之、）後還着座、舞了給禄上卿舞人不給舞人陪人従座禄於幔外行事所賜之、後供御輿、警蹕如常、山崎御船如昨日、

この日は、寅の刻に勅使が山上での参拝を終えて、天皇の御在所に戻ってきている。やがて御在所において宴が始まり、一巡の宴飲のあと舞人たちによって舞が行われた。この記事による限り、行幸における芸能の記事はこれのみで、御神楽が行なわれたというような記述はない。もっとも、道長自身は天皇とともに御在所にいるため、山上における神前の儀には参列していない。道長はこのとき身の回りの様子程度しか記していないため、男山の山上の神前における神事の詳細までは明らかになっていない。もちろん道長が神前の式次第を関知していなかったはずはなく、山上の神事は彼にとっては自明の事柄に属していたことから、あえて記録する必要を認めなかったのであろう。

さらに『御堂関白記』寛仁元年（一〇一七）三月八日条には、後一条天皇が代替わりの石清水行幸を行なったことが記されている。この行幸の目的としては、八馬朱代は後一条天皇と道長とが皇子誕生を願うものではなかったかとしている(22)。

辰時右大将宣命奏草・清書等、其文如前々、仰別令入被御封百戸由、巳時御出、従此間雨降、終日無止時、社頭不止、仍西（舎脱カ）楽立神宝、砌候勘（勅カ）使・宮主、中宮権大夫取夾頭花、仰右大将、別当貞清為法眼、兼輔為従四位下、兼任為正五位下、候御所、雨通夜下、仰木工寮御在所舎令葺桧皮、仍無雨、

行幸の記事は翌日も続く。

宿院右大将已下皆被来、即相引参御所、尚雨下、仍西楽舎有舞事、東楽舎上卿等候、卯時許申勘（勅カ）使御神事無事奉仕由、午時還御、酉時還宮如常、

この日には、西の楽舎において舞が奏されている。卯の刻に、御在所に勅使が戻ってきて神事の無事終了が報告された。このときも山上の神事について詳細を伝えていないが、行幸の二日前の三月六日条には、

　此日石清水行幸試楽、舞間雨降、仍入南殿北廂舞、

とあり、試楽が行なわれている。祭の二日前に試楽を行うという点は、石清水臨時祭とも共通する。臨時祭の試楽では、通常天皇の出御があり、勅使以下が参入、そこで駿河舞と求子が舞われることになっている。あるいは六日の試楽も、それと同様のことが行われたのかもしれない。その一方で、この行幸において御神楽が奉仕されたかどうかは不明である。

ところで、この年の十一月二十五日には賀茂行幸も行われている。『小右記』[23]によれば、藤原実資自身が上卿（勅使）であったことから、その式次第が克明に記録されており、神前における芸能の記事も詳しい。まず下社では、

　御馬廻了、東遊、次神楽、了馳御馬、次音楽、大唐・高麗各有三曲之中、龍王・納蘇利、舞装束用大殿、

とあり、これに続いて上社でも、

　引廻御馬、東遊・神楽・馳御馬・音楽皆如下御社、

というように、それぞれ芸能が奉納された。特にこの場では御神楽が行われているが注目される。そもそも代替わりの石清水行幸と賀茂行幸とは同様の性格を有することから、行幸に先立つ諸行事や行幸における式次第も大筋で共通する。したがって、同年に行われた石清水行幸においても御神楽が行われた可能性が非常に高いといえる。もっとも、賀茂臨時祭では内裏で還立御神楽が行われるのに対して、石清水臨時祭では宮寺の社頭で御神楽が行われるという相違点もあり、単純に両者を同一の儀礼とみることはできないという点も注意しておく必要があるだろう。本来ならば、賀茂行幸の側からのさらなる比較検討を要するところだが、ここではその可能性を指摘するにとどめ、もう少し先をみていくことにしたい。

この次の石清水行幸となると、長元二年（一〇二九）十一月二十八日の後一条天皇の行幸となる。その二年前の万寿四年（一〇二七）に道長が亡くなっており、朝廷の最高実力者は関白の頼通に移っていた。このタイミングでの石清水行幸について、大村拓生は「これもまた道長から頼通への代替りによるものであった」[24]と指摘し、さらに三橋正は「後一条から後冷泉までの三代の天皇が一条天皇の神社行幸を踏襲していることにも、頼通の時代に精神的・信仰的な自由を奪われた天皇の姿が映し出されていると見ることもできる」[25]と述べている。これに対して、八馬朱代は石清水八幡宮寺に対する崇敬の念が、円融天皇→一条天皇→後一条天皇と受け継がれたという見方を示し、この行幸についても「皇子誕生祈願」と、このころ朝廷で不安視されていた「平忠常の乱平定」のために実施されたのではないかと指摘している。[26]石清水行幸の主導権が天皇と摂関のいずれにあったのかは、本稿の問題意識から離れるのでこれ以上の詮索は避けたいが、最高実力者であった道長・頼通父子が石清水行幸の実施にあたって、深く関与していることに異論はないだろう。

話を長元二年の石清水行幸に戻すと、この行幸については「天皇行幸石清水八幡宮」[27]という記録があるのみで、式次第は全く不明である。ただしそれ以前の行幸の在り方を踏襲していることは間違いないとみられることから、長元二年の行幸についてもそれ以前の行幸と同様の神事が行われたものと考えられる。

三、石清水行幸における御神楽の開始

ここまで後一条天皇の石清水行幸までその記事を追いながら、特に行幸における宝前の芸能について注目してきたが、御神楽については全く触れられていなかった。それでは石清水行幸の御神楽の初見記事はいつになるのか。管見によれば、『平記』[28]長暦元年（一〇三七）三月九日条の後朱雀天皇の石清水行幸の記事がそれにあたる。

午今日有石清水行幸、而従有雨気、今朝暴風忽吹、陰雲已蒸、渡日之間、非無其危、仍有事定行幸不定也、召陰陽助時親令奉仕御占、無事可遂者、仍有御禊、其後御出従承明建礼朱雀門（東脇門、）従朱雀大路南行、従七条大路西折、於西七条辺雨降、凡今日暴風□雨更不可言、供奉之人多損笠衣裳等、申刻着御社頭、此間降雨忽晴、陰雲□□有御禊、舞人引御馬、中宮大夫為勅使被候庭中座、御禊了賜□□（上卿料権中納言定頼卿取之、）舞人等料殿上人可分給也、而依無殿上人各取之、次参御所、（於祓戸可有祓而去不行云々、）被奉神宝等之後、引御馬三度、次東遊、次音楽、（万歳楽、賀殿、陵王、延木楽、地久、納蘇利也、）次走御馬、次神楽、次使被帰参、次権左中弁資通朝臣（行事）被奏事由退出給、今日上卿召元命被仰可有賞由、元命申云、以所帯別当職可譲弟子清成者、即以資通朝臣被申其由、仰言依請、以元命補検校、以清成補別当、権別当院救叙法橋、

この石清水行幸では、神前において東遊・音楽などに続いて御神楽の行われたことが明記されている。もちろんこのときも後朱雀天皇は御在所に滞在しており、勅使とその一行が男山の山上に登って、宝前で御神楽を含む芸能や音楽を行っている。

さて、管見に入った文献史料では、一応この『平記』長暦元年（一〇三七）三月九日条が石清水行幸における御神楽の初見ということになるが、それではそれ以前の行幸では御神楽は全く行われなかったのか。そのことを検討する前に、長暦元年という時期について一言触れておきたい。実は、この長暦元年の石清水行幸とほぼ同時期の動きとして、内侍所御神楽の恒例行事化があるのである。

『春記』[29]長暦二年（一〇三八）十二月十日条には、次のような記述がみられる。

昨日於御前（朝干飯、）大略書出内侍所御神楽召人等、被仰云、件神楽一条院并前帝御時、有事故被行也仍内侍已下禄法太以過差、但寛弘例禄依省略、今毎年欲行此事、恒例事唯以省略為例耳、可依寛弘例者、

さらに同月十三日条には、次のようにある。

今夜有内侍所御神楽事、（其儀具在別記、）件事前代度々所被其事、或又有由緒、然而当時有所思食、毎年可被行也、仍其禄法（歌人并近衛司召人内侍女宮等、）依寛弘例、永為恒例（度々禄法太過差云々、）可行之由、承仰申関白所行也、亥時許、予依召参御前、即有御装束事、（予奉仕、）仰

云、神楽間有祈申事、終夜不解束帯者、於昼御座方有御拝云々、予即退下、即行御神楽事、少時事始、儀礼如例、丑時許事畢、予参御前、奏達御神楽畢之由、即退出、

この一連の動きについて、松前健は「この神楽（中本注・内侍所御神楽）は、最初一条帝の寛弘の焼亡の時に非公式に行なわれ、後、時々火災の折などに行なったもので、不定期なものであったが、後朱雀帝の長暦二年により、その方式も定まり、例年の行事とするように定められたということがわかる」と指摘した。さらにこの内侍所御神楽の恒例化について、松前は、後朱雀天皇の意志と藤原頼通の実施によって押し進められたとし、特に頼通の強い意欲があったのではないかと推測している(30)。後朱雀天皇と頼通の強い意欲によって内侍所御神楽が恒例化されたとするならば、これとほぼ同時期に石清水行幸に御神楽が導入されたとする見方にも有力な根拠が与えられるだろう。石清水行幸に対して強い影響力を持つ頼通が、行幸に御神楽を取り入れることを推進したということは、じゅうぶんにありえそうな話である。

しかし、この長暦元年の石清水行幸をもって宝前で御神楽が行われた最初とみるのには少々問題が残る。先述したように、石清水行幸の祭儀そのものは、石清水臨時祭と類似することから、石清水臨時祭の方で御神楽が行なわれていれば、その時期の行幸においても御神楽が行なわれた可能性が高いということになるためである。前にも少し触れているが、改めてここで簡単に石清水臨時祭について整理しておきたい。

石清水臨時祭は天慶五年（九四二）に第一回目が行われたが、すぐには恒例行事として定着せず、円融天皇の天禄二年（九七一）から毎年三月の恒例行事とされたことは、すでに述べた通りである。石清水臨時祭の御神楽の初見は『権記』長保二年（一〇〇〇）三月二十九・三十日条である。まず二十九日条をあげる。

石清水臨時祭也、予為使、於宿所儲食物、利成、巳剋御禊、午剋召陪従以上、未剋事訖、騎用左大殿御馬、々副六人、官掌得堪、弁候連瀧、小舎人永忠、右近府生中臣嘉数、左近番長委文武光等従之、戌剋参彼宮、哥舞等如例、右近将監永家朝臣、左近将監兼貞、申俄有所労之由不参上、仍右馬助孝義朝臣散位邦昌朝臣等、令廻御馬、哥舞之間纔以参上、右衛門尉兼宣儺僣之事、自鼻血出、

この年の臨時祭の勅使は藤原行成で、彼が神前で祭儀を執り行っている。次に三十日条をあげる。

［神楽］及明、不着宿院、巳剋着朱雀院、聊設酒肴、垣下大夫数輩来、未剋参内、依御物忌不召御前、於便所給饗禄如常、

これによりこの年の石清水臨時祭では、御神楽が行われていたことが確認できる。もちろん記録の上で確認できるのが長保二年ということだから、石清水臨時祭において御神楽が行われるようになったのは、それ以前からであるのは間違いない。

以上のような事情を踏まえると、長保五年の一条天皇の石清水行幸以前から、すでに御神楽が行われていた可能性を考えることができる。もちろん、臨時祭における御神楽の開始の時期

が判明しない限り、石清水行幸の御神楽についても論じることは難しい。しかし、もし石清水臨時祭において御神楽が確認できる時期、すなわち一条天皇の代にすでに行幸で御神楽が行われていたとすると、かなり大胆な推測になるが、最初の石清水行幸か、あるいはその次の行幸から、すでに御神楽が行われていた可能性まで視野に入ってくることになるのである。

ここまでを簡単に整理すると、石清水行幸の御神楽の初見は長暦元年（一〇三七）三月九日である。一方、石清水臨時祭の御神楽の初見は長保二年（一〇〇〇）三月三十日である。この空白期間を文献史料によって埋めることは現状では困難であるが、円融天皇以降の石清水行幸と石清水臨時祭が式次第などの面において、類示していたことを踏まえると、記録の上からは確認ができないだけで、その開始時期は相当にさかのぼる可能性が高いことが指摘できる。そもそも石清水八幡宮寺では、二月と十一月に初卯の御神楽が行われており、これが宮寺における最古の恒例の御神楽と考えられる。[31] 同じように宝前で行われる行幸・臨時祭の御神楽も、初卯の御神楽と無縁であったとは考えにくい。

四、石清水行幸の御神楽の内容

ここまで石清水行幸の御神楽の開始の時期について論じてきたが、本項ではその御神楽がどのような次第で行われたのか確認してみたい。ただし管見による限り、石清水行幸の御神楽に限っていえば、その中身を詳細に記録したものは皆無である。具体的にどのような曲（神楽歌）がどのような順番で奏されたのか、あるいはどのような人物が奉仕したのかなどは、文献史料だけからではほとんど判らない。

ここまでに引用した記事以外から、石清水行幸の御神楽に関する記事をあげると、少し下った時期のものであるが、『中右記』[32] 嘉保二年（一〇九五）三月二十九日条の堀河天皇の第二回目の石清水行幸の記事がある。この記事は行幸の様子を比較的詳細に伝えているものだが、特に社前の芸能の箇所を引いてみると、次のような次第が行われたことがうかがえる。

> 次東遊、［御神楽令歌星、人長右近府生兼方、］乱声曲舞、左萬歳楽、（六人）、右延喜楽、地久、賀殿、龍王、納蘇利、別当法眼頼清為御導師、行御諷誦事、

宝前で東遊があり、続いて御神楽が行われ、さらに舞楽、宮寺の社僧による諷誦が行われている。特に御神楽では「星」が歌われたとあり、また人長は秦兼方が務めていることがうかがえるが、他にどのような曲が歌われたのかや、楽人の誰が奉仕したのかなど、それ以上のことは不明である。

また『中右記』康和五年（一一〇三）十一月五日条には、堀河天皇の第三回目の石清水行幸の様子を記している。

> 次東遊、次馳御馬、次乱声曲舞、左、万歳楽六人、賀殿、龍王、右、延喜楽、長保楽、納蘇利、［御神楽］御誦経、此間以行事弁顕隆被仰勧賞、給禄於僧侶・官等、次帰参宿院、上卿以下各々分散了、
>
> 舞人、右少将師時朝臣、侍従師親朝臣、中務大輔家光、少納言実明、右兵衛左通季、右衛門督家保、左馬権頭時俊（地下）、左兵衛助左宗能、蔵人右衛門重隆、左衛門尉源家重（地下）、
>
> 陪従四位二人、右京大夫宣実朝臣、散位家俊朝臣、
>
> ［御神楽拍子、本、家俊朝臣、末、右近番長近方、人長兼方、］

宝前では、東遊、舞楽があり、その次に御神楽が行われている。この順序が宝前の儀の式次第を表わしているとすると、嘉保二年の行幸のときとは式次第が多少前後していることになる。それはともかく、このときの御神楽は、本拍子が源家俊、末拍子が多近方、人長は秦兼方となっており、御神楽に奉仕した人物名が明記されている。さらに永久二年（一一一四）十一月十四日の鳥羽天皇の第二回目の石清水行幸についても、『中右記』が比較的詳しく伝えてくれている。

一二歌東遊、了令馳御馬、次乱声曲舞、左萬歳楽六人、賀殿、龍王、右延喜楽、地久、納曽利、次御神楽、近方時元執拍子、

この行幸の御神楽の拍子は、多近方・豊原時元の二人が務めている。多近方は、康和五年でも拍子をとっていたので、この時期の行幸の御神楽では毎回拍子を担当していたのだろう。多近方については別に論じたことがあるので[33]、ここでその人物について詳述することはしないが、御神楽の拍子の名手であった父の資忠の跡を継いで、長く宮廷内外の御神楽の拍子を担当した地下楽人であった。院政期の石清水行幸については、御神楽は地下楽人によって奉仕されていたことがうかがえる。

以上の比較的詳細な記事をみても、やはり行幸の御神楽の詳しい次第は判らない。ここで検討されるべきは、やはり石清水臨時祭の御神楽である。何度も述べているように、石清水行幸は石清水臨時祭に類似していることが指摘されていることから、御神楽についても同様のことが考えられる。最後に臨時祭の神事の次第についてみておきたい。

『兵範記』[34]保元三年（一一五八）三月二十二日条には、臨時祭の社頭の神事の詳細な次第が記録されている。この年の臨時祭では、平信範が舞人を務めており、御神楽を含めた神事を細かく伝えてくれている。

石清水臨時祭也、（中略）上下食事了登宝前、此間行事蔵人舞人参上、御馬十疋牽立楼門階下、向宝前西上、頃之使参上、内蔵官人渡庭、積御幣等於宮寺、次掃部寮敷宣命座於舞殿南二間、主殿官人炬松明列立東西砌、次使着座、再拝読宣命、俗別当捧官幣申祝、此間舞人廻御馬返祝了、使退去、楼門東門、御馬両三匝之間、陪従発歌笛、八匝了、自東廻西也、東遊使率陪従列立東庭橘樹下、小舎人二人舁和琴、次両箇舞、下官立両、畢使以下退去、次掃部寮敷御神楽座、舞殿柱内東西各二行、為舞人陪従座、本西、末東、自北一間及楼門造舎、東西柱外敷召人座、砌内、末座末敷人長座、次穀倉院居衝重、湯漬歟、主殿官人炬庭燎、次使以下着座、使着本座上、一舞下方着末座上、二舞重盛着使次、以下傚之可知、四位以下陪従各六人分着左右、召人六人、右近将曹多成方、左衛門志同好方以下、同分着左右、人長着座、盃酌三献、穀倉院官人勧之、次人長立進庭燎前行事、次使以下起座、次召才男共、笛縫殿助惟盛令候于本方、次篳篥同助頼成令候于末方、次和琴兵部丞盛清令候本方、次一歌範基、次二歌信綱、人長復座、使舞人以下復座、成方好方取本末拍子、神宴如常、唐神之時有勧盃、鶏鳴事了、各起座、使候于楼東脇、舞人上御馬、自上臈上之、下官先上也、仍次馳之、下官先進出、実不能馳、次舞人自歩前行、次使退下、陪従歌山城、秉松明降山路、下官着宿所、于時第二鶏鳴、未及四明、去夕参上之次参高良奉幣、

次事未始之間於宝前所奉幣也、

御神楽の次第は次のような流れである。東遊の終了後、掃部寮が御神楽座を敷く。舞殿の柱の内側に東西の各二行の座が用意

されて、これが舞人と陪従の座となる。また柱の外側に召人の座が設えられ、その末座の末に人長の座が設けられる。[35]次に穀倉院が衝重を据える。主殿官人が庭燎を焚き、次に勅使以下が着座する。盃酌の三献があってから、人長が立って進み出て、庭燎の前の行事を行い、次に勅使以下が座を立つ。次に才男共を召し、笛が本方、篳篥が末方、和琴が本方に着座する。次に一歌、次に二歌、人長が座に戻り、勅使と舞人以下が座に戻る。多成方が本拍子、多好方が末拍子をとり、神宴は常のごとく行われたという。「韓神」の時に勧盃があり、鶏鳴に式次第が終了した。それからそれぞれ座を立ち、勅使が退下するのだが、そのとき陪従が催馬楽の「山城」を歌う。松明を掲げながら山路を下山し、勅使一行は宿所（極楽寺）に戻った。以上のような流れである。

この記事から確認できることの一つは、御神楽の拍子に多成方と好方の兄弟が奉仕していることである。この兄弟は先述した多近方の息子だから、石清水行幸の御神楽の拍子も、石清水臨時祭の拍子も、多氏が担当していることが判る。ここに一つ行幸と臨時祭の御神楽における共通点が見出されることから、この『兵範記』の記事は行幸の御神楽を再現する上でも相当に参考になるものであることが理解されよう。しかし、この『兵範記』の詳細な記事をもってしても、御神楽の式次第は「神宴如常」とあるばかりで、その具体的な曲名は「韓神」程度しか判らないのである。

まとめにかえて

石清水行幸について、特に御神楽の開始の記事をめぐって、管見に入った文献史料を整理しながら検討を試みた。石清水行幸の御神楽の初見は長暦元年（一〇三七）三月九日であるが、石清水臨時祭の御神楽の初見は長保二年（一〇〇〇）三月三十日であることから、その開始時期は初見記事の時点よりも大幅にさかのぼる可能性が考えられる。もちろんある行事が誕生して、それが恒例化されるのに時間がかかる場合も少なくないことから、行幸における御神楽も毎回必ず行われたわけではないかもしれない。院政期に入ると、御神楽は恒例化されたとみられるが、摂関期についてはよく判らないままである。それを明らかにする文献史料は非常に少なく、またその式次第も不明な点が多いことから、本稿でもじゅうぶんに論じ切れなかったのが残念である。

本稿の先の課題としては、石清水行幸と式次第において類示する石清水臨時祭と、その御神楽の詳細な研究があげられるだろう。これまでにも石清水臨時祭の御神楽に関する論考は多数発表されているが、それを石清水行幸の御神楽などと関連させて論じたものは管見に入っていない。石清水八幡宮寺の御神楽の全体像をとらえていくためには、本稿で問題とした行幸の御神楽も視野に収めつつ、臨時祭の御神楽や初卯の御神楽などとの比較研究が不可欠である。これに加えて、石清水行幸に続いて行われることが定められた賀茂行幸の御神楽、および毎年の賀茂臨時祭の還立御神楽についても、一つの大きな枠組みの中

でとらえていく視点が求められるといえよう。
さらに、今回は論の拡大を恐れて問題としなかったが、本稿で取り上げた文献史料では「神楽」と「御神楽」の両方の表記がみられた。この両者は同一のものなのか、あるいは相違のあるものなのか、今後の検討を要する問題点として最後に指摘しておきたい。

注

(1)「石清水八幡宮略史　崇敬（行幸）」（田中弘清『石清水八幡宮史首巻』続群書類従完成会・昭和十四年）
(2) 田中恆清『石清水八幡宮の宮司が語る謎多き神八幡様のすべて』（新人物往来社・平成二十二年）
(3) 拙稿「石清水八幡宮寺の御神楽と惣官」（日本歌謡学会『日本歌謡研究』第四十九号・平成二十一年十二月）
(4) 三橋正『平安時代の信仰と宗教儀礼』（続群書類従完成会・平成十二年）
(5)『日本紀略』応和元年（九六一）八月十三日条・十五日条によれば、藤原安子は石清水放生会に音楽と走馬を奉納していることがうかがえる。
(6)『小記目録』「諸社行幸事」によれば「天元元年五月十日、定石清水行幸日時事、」とある。
(7)『日本紀略』天元元年（九七八）十月十三日条
(8) 八馬朱代「円融天皇と石清水八幡宮」（吉川弘文館『日本歴史』平成十七年五月号）
(9) 岡田荘司『平安時代の国家と祭祀』（続群書類従完成会・平成六年）
(10)『新訂増補国史大系』による。
(11) 中田武司編『踏歌節会研究と資料』（おうふう・平成八年）
(12)『日本思想大系』による。
(13) 前掲　八馬朱代「円融天皇と石清水八幡宮」
(14) 前掲　岡田荘司『平安時代の国家と祭祀』
(15) 大村拓生「中世前期の行幸　―神社行幸を中心として―」（中世史研究会『年報中世史研究』第十九号・平成六年）
(16) 八馬朱代「一条・後一条天皇の石清水行幸について　―長徳・長保・長元の特徴―」（日本大学史学会『史叢』第七十四号・平成十八年）
(17)『増補史料大成』による。
(18)『本朝世紀』長保五年（一〇〇三）三月四日条
(19) 前掲　八馬朱代「一条・後一条天皇の石清水行幸について　―長徳・長保・長元の特徴―」
(20)『大日本古記録』による。
(21) 前掲　三橋正『平安時代の信仰と宗教儀礼』
(22) 前掲　八馬朱代「一条・後一条天皇の石清水行幸について　―長徳・長保・長元の特徴―」
(23)『大日本古記録』による。
(24) 前掲　大村拓生「中世前期の行幸　―神社行幸を中心として―」
(25) 前掲　三橋正『平安時代の信仰と宗教儀礼』
(26) 前掲　八馬朱代「一条・後一条天皇の石清水行幸について　―長徳・長保・長元の特徴―」
(27)『日本紀略』長元二年（一〇二九）十一月二十八日条
(28)『続々群書類従』による。
(29)『増補史料大成』による。
(30) 松前健「内侍所御神楽の成立」（『松前健著作集　第四巻　神と芸能』おうふう・平成十年）
(31) 石清水八幡宮寺の初卯の御神楽については、別稿にてその詳細を論じる予定であるが、御神楽の次第は『宮寺并極楽寺恒例仏神事惣次第』のものが比較的詳しく、また信頼性が高い。
(32)『増補史料大成』による。
(33) 拙稿「堀河天皇と多氏の楽人　―御神楽親授譚をめぐって―」（京都大学文学部国語学国文学研究室『国語国文』平成二十二年二

月号）

（34）『増補史料大成』による。

（35）石清水臨時祭の構成員の座については、木部英弘「御神楽成立に関する一考察―殿上の御神楽と庭上の御神楽の相違を中心として―」（儀礼文化学会『儀礼文化』第十七号・平成四年）・「座の配置にみる宮廷御神楽の変遷」（日本歌謡学会『日本歌謡研究』第三十八号・平成十年十二月）に詳しい。

付記　本稿は平成二十二年度科学研究費補助金（特別研究員奨励費）による研究成果の一部である。